

日本におけるADRシステムの現状と課題についての覚書

川嶋, 四郎
九州大学大学院法学研究院

<https://doi.org/10.15017/8843>

出版情報：法政研究. 74 (3), pp.35-50, 2007-12-28. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：



日本における ADR システムの現状と課題についての覚書

川 嶋 四 郎

〈目次〉

1. はじめに
2. ADRの意義と種類
3. 日本におけるADRの基本的評価とその位相
4. ADRと訴訟
5. 「法テラス」の創設
6. 「ADR基本法」の制定
7. 日本におけるADRの課題
8. おわりに

1. はじめに

日本は、明治期の初めに、近代裁判制度の大きな枠組などを、フランスから継受しました。本日は、そのような日本の司法制度の母国で、日本の民事紛争解決制度、特にADR (Alternative Dispute Resolutions. 裁判外〔訴訟外〕紛争処理制度)の手続システムについて話す機会を与えていただき、ありがとうございます。^(*)

民事司法制度の側面だけを見ましても、フランス法は、法曹養成制度だけではなく、日本の手続法および実体法などに対しても、大きな影響を与えました。たとえば、明治初期に、日本の民事司法制度は、フランスのconciliationの制度にならって、「勧解」の制度を設け、勧解前置主義（いわば、調停前置主義的な手続）を経なければ、原則として訴訟の提起を許さないという考え方）を採用しましたし、その頃

には、検察官が民事事件に立ち会っていました。日本で最初の近代民法は、フランス人でパリ大学教授であった明治政府のお雇い外国人、ボアソナード(1825年-1910年)によって起草されました。⁽¹⁾また、ボアソナードは、「財産差押法草案」という強制執行法案も、起草しています。確かに、「勸解」という制度の名称自体はなくなり、現在では、家事事件を除いて、「調停前置主義」は採用されていませんが、裁判所内に調停制度を組み込んだ司法制度は、今日でも健在です。しかも、日本では、裁判所内における訴訟以外の紛争解決システム、すなわち「裁判所内ADR」、特に調停等を通じて、きわめて多くの事件が現実処理されています。フランスの現状は、後ほど教えていただきたいのですが、そのような日本の民事司法制度の基礎あるいは枠組は、フランスから継受したものなのです。

さて、近時、世界の多くの国で、裁判外の紛争処理システムの意義が、クローズ・アップされています。

訴訟社会と呼ばれていますアメリカでは、いわば「訴訟の爆発」や「コミュニティの崩壊の危機」を背景としまして、訴訟以外による紛争解決や市民による紛争調整の意義と価値が、社会的にも認められ、かなりの成果を生み出しているのが現状です。ヨーロッパでも、たとえば、裁判所における民事訴訟過程を通じた法の適用による権利保護を重視してきましたドイツでも、最近、民事訴訟以外による紛争処理の意義が認められ、いわゆるADR法が制定されました。

これらの世界的な傾向は、日本にも同様に妥当します。

日本でも、たとえば、事件数の増加に対する対応、審理期間の短縮の要請、および、裁判所数・裁判官数等の急激な増加が見られないことなどを前提として、訴訟制度の負担を軽減するために、ADRの制度的な充実が要請されています。

ただ、しかし、少し状況が異なる側面もあります。

日本でも、近代民事裁判制度が導入される前から、紛争処理制度は存在していましたし、そのさいには、一刀両断的な解決よりも、「和」を尊重した調整の考え方が、重要視されていたようにも思います。また、弁護士の数も相対的に少なく、紛争当事者から見まして、弁護士も訴訟自体も必ずしも親しい存在ではなく、そのことが、民事事件の裁判外紛争処理制度への流入あるいは方向付けを導いたとも、考えられるからです。

ともかく、いかなる理由であれ、近時、ADR が、訴訟制度を補完するための制度あるいは訴訟制度以上に質の高い紛争解決を目指すための制度としまして、日本では注目を集めています。

そこで、以下では、日本の ADR システムの現状と課題を概観したいと思います。

2. ADR の意義と種類

まず、一般に、日本における ADR の意義と種類について、述べたいと思います。

現代における紛争処理の領域では、紛争当事者が法的な救済を獲得するための手続として、民事訴訟の判決手続以外の多くの手続が、脚光を浴びています。そして、その手続過程における法的な救済の成果も、徐々に明らかにされています。

これは、価値観の多様化に伴い社会が複雑化する中で、様々な紛争が日々生起していることを背景として、紛争処理に対する当事者の多様なニーズが、救済手続のあり方にまで及んでいることに、由来すると思います。

また、このことは、紛争当事者の紛争処理についてのニーズが多様化していること、さらには、訴訟手続がそれに必ずしも全面的な満足を提供できていないことの顕著な例証でもあるでしょう。近時の司法制度改革の文脈でも、ADR は、その拡充が強力に推進され、この領域は、現在、大きな変革を経験しています。

さて、ADR の定義あるいはその意味する内容についてですが、日本では、ADR とは、それが包摂する下部システムを見た場合に、民事訴訟以外のすべての民事紛争処理手続を意味することが多いと思います。しかし、裁判所内での民事紛争処理手続（訴訟、審判、調停等）以外の民事手続を指す場合もあります。

前者の立場で考えた場合に、具体的には、たとえば、相対交渉、相談、苦情処理、あっせん（斡旋）、和解、調停および仲裁等を、挙げることができます。以下では、この立場に立って、お話ししたいと思います。

現在、日本における ADR の手続は、民間団体（例、交通事故紛争処理センター、PL センター、各種仲裁センター等）、行政機関（例、労働委員会、公害等調整委員会、建築工事紛争審査会、国民生活センター、消費生活センター等）、および、裁判所（例、簡易裁判所、家庭裁判所、地方裁判所等）などによって、担われています。

日本のADRの特徴は、民事調停や家事調停といった、裁判所内のADRがよく利用されているという点にあります。アメリカなどとは異なり、市民創発型のADRは、一部よく利用されているものもありますが、必ずしも多くが活性化しているわけではないのです。ただ、たとえば、倒産関係のADRや労働関係のADRなどには、活性化の兆しも見られますが、そのほとんどが公的なシステムなのです。

ちなみに、最初に少し触れましたように、アメリカでは、共同体の崩壊を目の当たりにした市民が、自らの手で共同体内の紛争を解決し、共同体を維持し再生させるために、市民創発型のADRを創設した経緯もあります。また、裁判所の負担軽減のために、裁判所内にも、裁判所附設ADRの各種手続が創設されました。

3. 日本におけるADRの基本的評価とその位相

一般に、日本におけるADRに対する評価は多様です。実定法学者だけでなく、法社会学者も、近時、ADRにおける紛争解決のあり方について、大きな関心を寄せています。

そのような研究者の評価を、簡潔に概観したいと思います。

現在、ADRは、民事訴訟における法廷というオープンな場で議論することの不得手な日本人の国民性が反映したものであり、その隆盛は好ましいことではないとの評価を受けたり、また、国民の訴訟離れを反映して、本来的に訴訟で処理されるべき事件が、ADRへ流入しているので活況を呈しているにすぎないなどといった現状認識が、行われたりもしています。

しかしながら、そのような一般論もさることながら、問題の核心は、手続利用者自身が個々のADRからどの程度自分たちの将来のあり方を決めることができ、そこから満足を得ることができるかにあり、私は、個別事件の具体的な当事者（それには、自然人だけではなく、当然、法人等も含まれます。）の視点から、訴訟の利用の場合と、比較されるべきであると考えます。

多様なADRの生成と展開には、歴史とそれなりの理由があります。

一般的かつ形式的なADRの蔑視は的外れであり、訴訟手続自体の改善努力を怠る結果をも招きかねないと思います。私は、これから目指すべきは、訴訟とADR

との切磋琢磨であり、相互に緊張関係を保ちしかかも刺激しあいながら、相互に連携をも考えつつ、手続改善に努力することであると思います。⁽²⁾それによって、日本の司法における「正義の質」自体が、全体的に向上することになると思います。

ところで、ADRと訴訟の基本的な位置づけとしましては、現在、次のような大きな2つの相対立する見解が見られます。比喩的にですが、日本の代表的な山岳の名を冠して、「富士山型」の正義の総合システムと「八ヶ岳型」の正義の総合システムと呼ばれています（山岳の写真は、略）。

一方で、訴訟を紛争処理制度の中核に据え、訴訟を法的基準による裁断として、ADRとは異質の手続と見つつ、紛争処理の全体像を統一的に把握する見解が主張されています。これが、「富士山型の位置づけ」です。

これに対して、他方で、基本的には訴訟とADRとを同列に置き、ともに対論的な手続として統一的に把握し、両者の隔壁を流動化した上で相互交流と共存共栄を図るべきとする見解も主張されています。これが、「八ヶ岳型の位置づけ」です。

現実と理想との狭間で、この問題をいかに考えるかは難問です。ただ、民事訴訟における手続の多様化とその相互関係および手続利用者との距離のあり方を考えますと、次のように考えるべきであると思います。

それは、いわば「阿蘇型の位置づけ」です。

すなわち、「八ヶ岳型の位置づけ」の趣旨を生かしながら、諸種の訴訟手続という山嶺の周囲を、多様なADRがあたかも外輪山のように取り囲み、その内側にも外側にも多くの人々が住まい身近に手続を利用できる、いわば「阿蘇型の位置づけ」こそが、基本的⁽³⁾に妥当であると考えます。

少し話を先取りしますが、この点での今後の課題は、たとえば、後に述べます、「法テラス」、つまり「日本司法支援センター」等を通じたADRの普及化、ADR諸機関の充実、ADR諸機関の連携、ADRと訴訟との連携など、その具体的なあり方を考えていくことであると思います。

4. ADRと訴訟

確かに、ADRの諸機関は、それぞれ多様な手続を有し、また、民事訴訟手続自

体も、近時手続内での多様化・柔軟化の傾向にありますので、訴訟とADRとの単純な比較は困難ですが、しかし、とりあえず、次のように言うことができます。⁽⁴⁾

まず、「訴訟手続」は、必要的口頭弁論という原則的な審理方式をもち（そこには双方審尋主義、公開主義、口頭主義、直接主義が妥当し）、厳格な証拠調べの手続を有しており、不服申立手続等をも加えてみた場合に、最も手続保障の充実した公正で可視的な紛争処理手続であると、評することができます。

しかし、他面で、訴訟は、法的三段論法（判決三段論法）を基礎とする争点中心審理主義を採用し、要件効果論から外れる争点以外のものを切り捨てる傾向にあり、判決では一刀両断的に黒白がつけられますので、人間の気持ちにも配慮したデリケートな救済内容を形成しにくいという面があります。

これに対して、「ADR手続」は、訴訟が打ち捨てるものをも拾い上げることができ、人間関係の再調整をも可能にします。訴訟より手続が多様、柔軟かつ機動的であり、紛争当事者はより手軽に手続を利用でき、簡易、迅速かつ低廉な紛争処理が可能となります。非公開であるのでプライバシーや企業秘密も保護されます。専門技術的な紛争に関し専門家も判断主体に加わりやすいのです。当事者本人の積極的な関与も可能であり、実体法にとらわれず事案に即した救済形成が可能となり、さらに、勝ち負けを超えた将来関係の調整方法も、救済内容に盛り込むことができます。

要するに、訴訟と比べて「早く、安く、うまい」紛争処理を可能とする法のフォームが、ADR手続には潜在的に存在すると言えるのです。

5. 「法テラス」の創設

——「司法ネット」の構築のための「日本司法支援センター」の創設

ところで、ADR手続を含む民事紛争処理手続は多数存在しますが、紛争当事者が、いかに満足のいくかたちで、そのニーズに即した「民事手続に関する情報」を獲得することができるかが、重要な課題となります。そのために、司法制度改革の一環として、現在構築されつつあるのが、いわゆる「司法ネット」のシステムです。

これは、「法の支配」を実質化させるために、国民が、ADRを含め、全国どこで

も法的なトラブルの解決に必要な情報やサービスの提供を身近に受けられる仕組みとして構想されました新たなシステムです。平成15年（2003年）における「総合法律支援法」の制定を通じまして、たとえば、民事事件については、相談窓口（アクセス・ポイント）の整備、民事法律扶助およびいわゆる司法過疎対策等の諸施策が、実現されることになりました。

その中心的な役割を担いますが、「日本司法支援センター」です。

同センターは、全国各地に新設されました。これは、市民の窓口となり、また、様々な法律支援の仕組みを調整し、コーディネートを行い、総合的に機能させることを目的としています。その制度の普及を目指して愛称が付けられたのですが、それは、「法テラス」と名付けられました。これは、法が日本全国を遍く照らし、かつ、利用者が、「テラス」で語らうように、そこへ気軽に足を運ぶことを期待して名付けられたものです。

私は、公の機関の割りには、この愛称は、秀逸なネーミングであると思います。すなわち、テラスは、正義の女神、「テミス」とも、響きが似ており、また、日本語の発音としては、英語の「Tell us（「私たちに、話してください。）」」の発音にも通じるものとして、人口に膾炙することが期待されると、思うからです。

なお、この創設にともないまして、「日本法律扶助協会」は、発展的に解消されました。「法テラス」の活用によって、法的な被害にあった人たちや法人等が、決して泣き寝入りすることなく、正規の紛争処理制度を利用することができ、適正な紛争解決が図られ、しかも、事件の掘り起こしも可能になればと、願っています。

この日本司法支援センターは、紛争当事者の紛争処理活動をサポートし、ADRを含む最適な紛争処理手続との出会いの場を市民に提供するものとして、その現実の活動が注目されます。

6. 「ADR基本法」の制定

近時の司法制度改革の過程では、ADRを民事訴訟と並ぶ魅力的な選択肢とすべく、議論が重ねられた結果、平成16年（2004年）における「ADR基本法（裁判外紛争処理に関する法律）」への結実を見ました。⁽⁵⁾

この法律は、裁判外紛争解決手続の機能を充実させることによって、紛争の当事者が解決を図るのにふさわしい手続を選択することを容易にし、国民の権利利益の適切な実現に資することを目的としています。そして、具体的な内容として、裁判外紛争解決手続の基本理念を定め、裁判外紛争解決手続に関する国等の責務を定め、裁判外紛争解決手続のうち、民間事業者の行う和解の仲介（調停、あっせん）の業務について、その業務の適正さを確保するための一定の要件に適合していることを法務大臣が認証する制度を設けることが、規定されています。

認証を受けた民間事業者による和解の仲介の業務につきましては、たとえば、時効の中断や、訴訟手続の中止等の効果が、付与されることになったのです。

認証要件等に関する法規の基本的な指針としまして、ADR基本法は、認証を受けるADR機関が、次のような基本的な定めを有していることを要求しています。

すなわち、①対象とする紛争の範囲を規定していること、②手続実施者の資格要件や選任手続を具体的に定めていること、③各種の通知について相当な方法を定めていること、④標準的な手続進行について定めていること、⑤資料の取扱方法を定めていること、⑥秘密保持のあり方を定めていること、⑦報酬や費用について定めていること、および、⑧苦情の取扱いについて定めていることです。いずれも、公正な手続としての最低限の要件になりえるものでしょう。

ところが、この認証制度につきましては、ADRに対する国家による過度の介入あるいは差別化であるとして、批判的な見解も少なくありません。

しかし、認証を受けるかどうかは、ADR機関の自由であり、その認証を通じて、裁判所附設ADR・行政的ADRと民間ADRとの間で、よき競争関係が生まれ、民間ADRが育成・展開されることにより、市民のためのより公正かつ充実した紛争解決の選択肢が増加することが望まれます。差別化も問題になるかもしれませんが、要諦は、現実的な手続過程の充実度と当事者の満足度・納得度にあり、認証を受けていること自体が、直接的にそれらを担保するものとなるとも考えられないのです。

また、この法は、一部の研究者から、それが法による紛争解決や専門性の活用による紛争の処理を行う点で疑問がある旨の批判も、提示されています。しかしながら、これは、短絡的な批判であり、法プロセス自体の当事者親和的な意義とその可

能性を蔑ろにしかねない的外れな批判であるとさえ思います。法や専門性が即当事者疎外をもたらすなどといった立論は、良き法曹の養成を目指すべき現状での行論としては、望ましくない議論であるとさえも、評することができるのです。法も専門性も当事者のものであり市民のものなのです。実定法学者自身が、自ら法、制度および専門性を敵対化し「疎外化」するところに、真の良き法曹の養成など、思いもよらないと考えられるからです。

私は、今後日本において涵養されるべき、当事者の自律的な紛争調整を希求する「水平的救済」志向⁽⁶⁾の基本指針は、「法規範自体をも相対化し、事実的な救済の価値をも視野に入れ、専門家が分かりやすく当事者の創造性と自己決定をサポートしていくシステムの構築」に、私たちを駆り立ててくれる指針になりえると、考えています⁽⁷⁾。しかも、そこでは、可能な限りですが、互いに「相互配慮」を実現することが望ましいと思うのです。

なお、このことは、人のために法の展開や発展を願う法学研究者の基本姿勢についても、妥当すると考えます。

先の報告で触れました、ユーゴー先生の著作、『レ・ミゼラブル』は、様々な観点から読み解くことができる小説だと思いますが、興味深いことに、登場人物のほぼすべて（例、テナルディエを除く。）が、自分以外の他の何か（人、法、正義等）のために生きているようにも感じられるのです。「自由」、「平等」、そして「博愛」という考え方に満ちた小説です。そのような基本的な考え方は、私たち法律学を学び研究する者たちにとっても、とても示唆的なものであると思いますし、心から感謝したいと思っています。なお、興味深いことに、その小説では、そのテナルディエ自身も「結果」として人々を救う存在になるのです。

7. 日本における ADR の課題

さて、話しを元に戻さなければなりません。日本における ADR の課題を略述しましょう。先に述べました ADR の利点の裏返しが、欠点にもなります。その克服が、今後の課題となるのです。

たとえば、ADR は、手続保障の充実度の点で訴訟に劣り、また、応訴強制のあ

る訴訟に対してADRには手続強制がないので、当事者に話合いの意思がなければ手続は進められません（労働委員会の審査事件等の例外もありますが。）。ADRの救済形成手続は、対話と合意を基本としますが、同席方式ではなく交互面接方式の手続や、「強制された合意」等のように、理想と現実との食違いも、少なからず存在します。

しかし、手続保障の内実は、形式的な手続完備の度合いからだけではなく、プロセス自体の具体的なあり方、手続利用者の関与の仕方、および、実質的な満足度からも、評価されるべきでしょう。ADRは、「ラフ・ジャスティス」であり、「セカンド・ジャスティス」であるとの批判も囁かれますが、手続形式を見た一般論ではなく、具体的な事件における個別当事者の手続満足度からの精査も、不可避であると考えます。

また、ADRシステムの活性化は、当事者の十分な主張・証明の欠如や厳格な法的判断の回避ゆえに、法の不確実性につながるとの指摘もあります。しかし、現代社会で法がどれだけ確実であり訴訟が法の確実性の十分な担保となりえているかについても、同時に問われなければならないでしょう。

さらに、訴訟手続もその結果得られる債務名義も、強制的要素が最も強いものであり、ADRでは、そのような強制的要素がないものも存在します。しかし、最も権力的で強烈なものが、最も首尾よい成果を得られるともかぎりません。そのことは、イソップ童話の「北風と太陽」の寓話からも明らかでしょう。ADRには、確かに手続強制はありません。当事者が合意しなければ手続が進められなかったり、紛争解決ができなかったりします。ただ逆に、一般的に言えますと、手続が柔軟でそれには機動性がありますので、当事者本人の出席確保などのために、様々な工夫を行うことが可能となります。また、当事者の手によって一般に自主的に処理された紛争の方が、その後の当事者間の生活関係を円滑にし、両当事者の合意によるものであるので救済内容の任意の履行率も高く、その後の事情の変更による修正も行いやすくなるのです。

なお、この履行率の高さにつきましては、合意によるからという理由ではなく、将来的な実現可能性にまで視野を広げた解決であるからこそ、任意の履行が可能になり、結果的に履行率が高まると説明する論者も存在します。この議論は、ややト

トロジーの感もあり、「将来的な実現可能性」の意味内容にも、また、合意の質にもよりますが、私見では、当事者間のやりとりという、一定の充実したプロセスの結果としての「合意」の意義は、より高く評価されてもいいと考えます。すなわち、将来的な実現可能性があれば当然ですが、少なくとも、いわば緩和された形での新しい約束、再度の信頼構築の結果もしくは起点としまして、債務者の自発的な履行意思を刺激し、その任意の履行を後押しすることになると、考えられるのです。基本的には、合意という外形が問題となるのではなく、問題は、その具体的な内容と具体的な形成プロセスであり、それこそが将来展望的な成果をもたらすと考えるのです。この意味でも、先に述べました「北風と太陽」の寓話は、示唆的だ⁽⁸⁾と思います。

なお、日本の ADR は、簡易に債務名義等を獲得できる手続としての意義をもつものも、いくつか存在します。「ADR 基本法」の制定に伴い、裁判所附属の ADR や行政附属の ADR の中に、そのような機能が見られます。その点で、当事者の合意を基礎としつつも、その限りで強制的要素をもった ADR 機関も、日本には存在するのです。

また、調停等では、「強制された合意」や「幻想としての合意」といった現実も、指摘されています。ADR の具体的な手続のあり方自体もまた、再考すべきゆえんです。

これは、弁護士⁽⁹⁾の責任でもある場合もなくはないと思います。ADR の手続主宰者の多くは、弁護士です。裁判官を引退し、弁護士登録をした者も、そこに関わることが少なくありません。それゆえ、ADR の手続運営に際して、過度に既存の「判例」に依存しがちとなり、また、訴訟手続のような（馴染みの）厳格な手続運営に「流れる」傾向もなくはなく、ADR 手続のもつ機動性と創造性が削がれているという面も、なくはないのです。

一般に、ADR は、手続規整が少なく当事者間で手続をも創造しやすいと思います。そこは、いわば手続の実験室、創造の場なのです。それゆえに、紛争当事者が、ADR の手続内容を十分に比較し理解した上で手続選択や手続形成を可能にできる環境が、整備されるべきであると思います。その成果は、一方で訴訟手続の改善に役立てるべきであり、他方で紛争当事者を食い物にする示談屋等の駆逐に貢献すべ

きなのです。ADRは、事件を卒なく処理する効率主義を排し、個別事件の具体的な文脈に応じた当事者自治の再生フォーラムとして、不断に手続改善を行うことが望まれます。

平成13年(2001年)に公表された『司法制度改革審議会意見書』では、ADRが、国民にとって裁判と並ぶ魅力的な選択肢となるように、その拡充・活性化を図るべきこと、および、多様なADRについて、それぞれの特長を生かしつつ、その育成、充実を図って行くため、関係機関等の連携を強化し、共通的な制度基盤を整備すべきことが、提言されていました。

その提言は、たとえば、訴訟制度の負担軽減(=「小さな司法」の温存可能性)の問題などを差し引けば、基本的に妥当であると考えます。それゆえ、今後は、その趣旨を生かすことができるように、裁判所、とりわけ訴訟手続の負担軽減という目的ではなく、真の意味で、紛争当事者が自分たちの手で個別事件の具体的な文脈に即応した救済内容を創造することができる身近なフォーラムとして、市民の手で民間型ADRを育てて行くべきであると、考えるのです。

8. おわりに

このように、現在の日本では、ADRを含めまして、多様な紛争解決の選択肢が用意されているのです。通常の民事事件の場合だけではなく、たとえば、労使紛争一つを例にとりましても、その解決・調整手続は多様であります。労働基準監督官への申告、労働福祉事務所の相談等、労働委員会のあっせん・調停・審査等、裁判所における労働審判、そして、仮処分や民事訴訟・行政訴訟等、様々な紛争解決手続が用意されているのです。

少し大きな話で恐縮なのですが、私は、東洋法の伝統も西洋法の伝統も、試行錯誤の末にはありますが、ともにある程度は「自家薬籠中の物」にしたように思える日本は、いわば「世界的な法の博物館」、しかも「生きた法の博物館」とも評することができます⁽¹⁰⁾と思います。

しかも、日本における「正義像」も、多様ではないかと思えます。

すなわち、一般に、正義には、いくつかの形相があるように思われます。これま

で、法システムにしましても、紛争処理制度にしましても、西欧的なものと東洋的なものとの対比がよく行われてきました。その西欧的な正義を象徴する偶像が、正義の女神としてのユスティティア（テミス）の像です。

日本の民事裁判・民事訴訟は、近代化の要請もあり、西欧の裁判モデルを、その中核に据えていることが明らかです。民事訴訟過程に関しまして、この正義の女神像を読み解くとしますと、「天秤」は、権利の観念的な確定手続、すなわち判決手続を象徴しますし、「剣」は、権利の事実的な執行手続、すなわち強制執行手続を象徴することになります。天秤と剣は、訴訟資料や証拠資料を天秤にかけ、いずれかの当事者に勝訴判決を下し、その結果を、剣が象徴する強制執行力でもって忠実に実現しているありさまを象徴しています。これは、裁断型の正義あるいはゼロサム・ゲームの象徴であり、かなり厳格で冷徹な正義であるとさえ、評されかねないものと思います。

これに対しまして、日本古来からの「救済」の考え方は、より豊かで多様で柔軟な性格を帯びているように思われます。たとえば、それは、「千手観音（千手千眼観音）」像に、象徴的に表現されています。これは、限りない慈悲を表わす観音菩薩であり、千の慈悲の目と千の慈悲の手を備えています。それだけではなく、それらの手には数々の救済の道具立てを有しており、衆生を遍く済度する大願を表わす像なのです（千手観音の写真は、略）。

これが、いわば東洋的な正義の一つの表現なのではないかと、私は考えています。それは確かに、千手観音が、様々なかたちで衆生を救済する姿の象徴なのですが、その像を現代的に読み解きますと、むしろ、市民が、多様な手段を選択的に活用して自ら法的救済を形成していく機会を具体的に示しているとも考えられるのです。紛争当事者が、個別事件の具体的文脈で、そのニーズに即した救済手続と救済結果とを、選択的かつ創造的に見つけ出していく過程を、よく示していると思います。つまり、市民の自己救済を可能にする場と手段を提供する公正なフォーラムの象徴であるとも、考えられるのです。私は、紛争当事者が、公正な手続過程を通じて、個別事件の具体的な文脈に即した救済の道具を選択的に（時に創造的に）獲得できることが望ましいと、考えているのです。

このように、「正義の女神」像と「千手観音」像とは、それぞれ、たとえば、民事

訴訟とADRとに比定することも、また、訴訟と非訟に対応するものとも、考えられます。本論の文脈におきましては、西欧型正義と東洋型正義との対比とも、評することができるように思います。あるいは、少し別の見方としまして、東洋型正義の真部分集合としての西欧型正義とも、位置づけることができるのではないかと思います。東洋型正義とは、そのように多様で豊穡な面をもつと、考えられるのです。

それゆえに、私見では、民事訴訟制度をも含めた司法制度、紛争処理手続のあり方の象徴が、単に正義の女神像だけではなく千手観音像でもなければならぬと思います。

このことをADR論に当てはめると、法的救済のための多様な手続の存在の意義とそこで創造される具体的な救済内容の価値が、クローズ・アップされると思います。一方で、千手観音の手は、手続の多様性を象徴し、他方で、その捧げ持つものは、手続で生み出される具体的な救済内容の多様性を象徴していると思うのです。

これらも、また、日本の紛争処理制度の特色であり、特長であると考えます。

ご静聴、どうもありがとうございました。^(**)

<注>

(*) 本稿は、2006年3月に、「法科大学院等専門職大学院教育形成支援プログラム」の一環として、「裁判と法実務の国際的体験研修プログラム（主幹校・新潟大学、青山学院大学、九州大学）」に参加させていただいたさいに、オックスフォードのクライスト・チャーチで、2本の講演の依頼を受け、フランスのパリ商事裁判所の裁判官と日本の学生のために、当地で作成したものである。これは、先に掲載した、川嶋四郎「日本における破産法改正と債務者更生」（法政研究74巻2号404頁〔2007年〕）のいわば姉妹編である。事情により、公刊が大幅に遅れたが、2006年3月当時の執筆原稿に、若干の注を付けて公表したい。

なお、このプロジェクト全体の概観は、法学教室321号4頁、322号6頁（2007年）を参照。本稿の謝辞等については、前記法政研究74巻2号390頁を参照。

- (1) たとえば、兼子一「日本民事訴訟法に対する仏蘭西法の影響」同『民事法研究〔第2巻〕』17頁（酒井書店、1977年〔初出、1942年〕）などを参照。
- (2) 川嶋四郎「ADR機関の連携可能性と弁護士会の役割——ADR機関の連携を通じた『福岡発連携的正義』の試み」法政研究（九州大学）73巻2号221頁、241頁（2006

- 年)も参照。
- (3) 川嶋・前掲論文(注2)243頁。
- (4) 以下については、川嶋四郎「ADRと少額救済」井上治典＝中島弘雅編『新民事救済手続法』38頁(法律文化社、2006年)を参照。
- (5) この間の日本における司法制度改革、特に、民事司法制度改革の軌跡と展望については、たとえば、川嶋四郎「民事司法制度改革の行方——近時における民事司法改革の軌跡とその課題を中心として」法政研究(九州大学)71巻3号389頁(2005年)などを参照。
- (6) 川嶋四郎『民事救済過程の展望的指針』35頁、40頁(弘文堂、2006年)。
- (7) 法的救済過程における専門性の価値と課題については、たとえば、川嶋・前掲論文(注2)228頁、同「新たな裁判官像を求めて：齋藤哲『市民裁判官の研究』を読む」カウサ1号84頁(2002年)、同「専門訴訟」法学教室268号144頁(2003年)、同「鑑定」のジレンマ」法学教室270号136頁(2003年)などを参照。
- (8) 逆に言えば、合意がない場合に(たとえば、民事訴訟の判決の内容として)、将来的な実現可能性にまで視野を広げた解決であるからこそ任意の履行が可能になるなどとは、いえないと思う。要するに、そこに至ったプロセスのあり方の問題なのである。それ次第で、判決内容の任意履行の可能性が増大すると、考えられるのである。この点については、井上治典「弁論の条件」同『民事手続論』87頁、116頁(有斐閣、1993年〔初出、1991年〕)および川嶋四郎『民事訴訟過程の創造的展開』254頁(弘文堂、2005年)も参照。
- なお、大規模な公共訴訟における履行の実現についても、同意判決の形成過程が重要な意義をもつことについては、たとえば、川嶋四郎『『公共的差止訴訟』における救済過程の構造とその展開(4)——アメリカにおける『公共的インジャンクション訴訟』について』小樽商科大学・商学討究41巻1号1頁(1990年)などを参照。
- さらに、通常の訴訟手続過程等に関しても、より一般に、E・アラン・リンド＝トム・R・タイラー(菅原郁夫＝大淵憲一訳)『フェアネスと手続きの社会心理学——裁判、政治、組織への応用』(ブレーン出版、1995年〔原著、1988年〕)を参照。
- (9) この点については、興味深い指摘として、渡邊富美子「労組法、労働委員会規則改正に伴う労働委員会実務について——改正法運用の実情と労働委員会の役割についての私の思い」月刊労委労協602号1頁(2006年)を参照。
- さらに、川嶋四郎「日本における法整備支援の課題と展望について」法政研究(九州大学)73巻4号685頁(2007年)も参照。
- (10) 川嶋・前掲論文(注9)692頁、707頁。

(**) なお、本稿の校正時に、たとえば、和田仁孝「医療事故死因究明制度とA

DRの方向性をめぐって」医療安全12号（June）36頁（2007年）等に出会った。ADRと訴訟の役割分担と相互連携を再考させられる。